

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

近年、共働き家庭の増加や核家族の増加、少子化、都市化の進展など子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の育児力の低下、子育てと仕事の両立の困難、家庭での子育てに不安を抱くなど様々な問題が生じています。また、子どもにとっても、地域の人々とのつながりや、自然とふれあう機会も減少しつつあり、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなっていることなど、子どもの成長に様々な影響を与えています。

さらに少子化については、将来における労働力人口の減少による社会の活力の低下、次世代の社会保障への負担増などの社会的影響が出ることも懸念されています。

こうした状況のもとで、わが国では、平成6（1994）年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）と、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」を策定し、また埼玉県においても平成12（2000）年3月に、「彩の国エンゼルプラン・後期計画」が策定されました。

さらに平成11（1999）年には、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定されるなど、さらなる事業展開が求められています。

また、わが国では、平成6（1994）年に「児童の権利に関する条約」を批准し、子どもの基本的人権が尊重される社会の実現に向けて、社会全体で取り組んでいくこととしています。

三芳町でも、これまで、平成6（1994）年に策定した「三芳町福祉計画」に基づき、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援していく体制づくりの実現のため、様々な子育て支援事業を展開し、一定の成果をあげてまいりました。

しかしながら、晩婚化や未婚率の上昇に加えて、夫婦の出生力の低下など新しい要因も加わって、少子化の傾向がさらに進んでいます。また、児童虐待の深刻化、子どもの防犯、食育など、子育てをめぐる新たな問題も浮上してきており、より総合的な子育て支援が求められています。

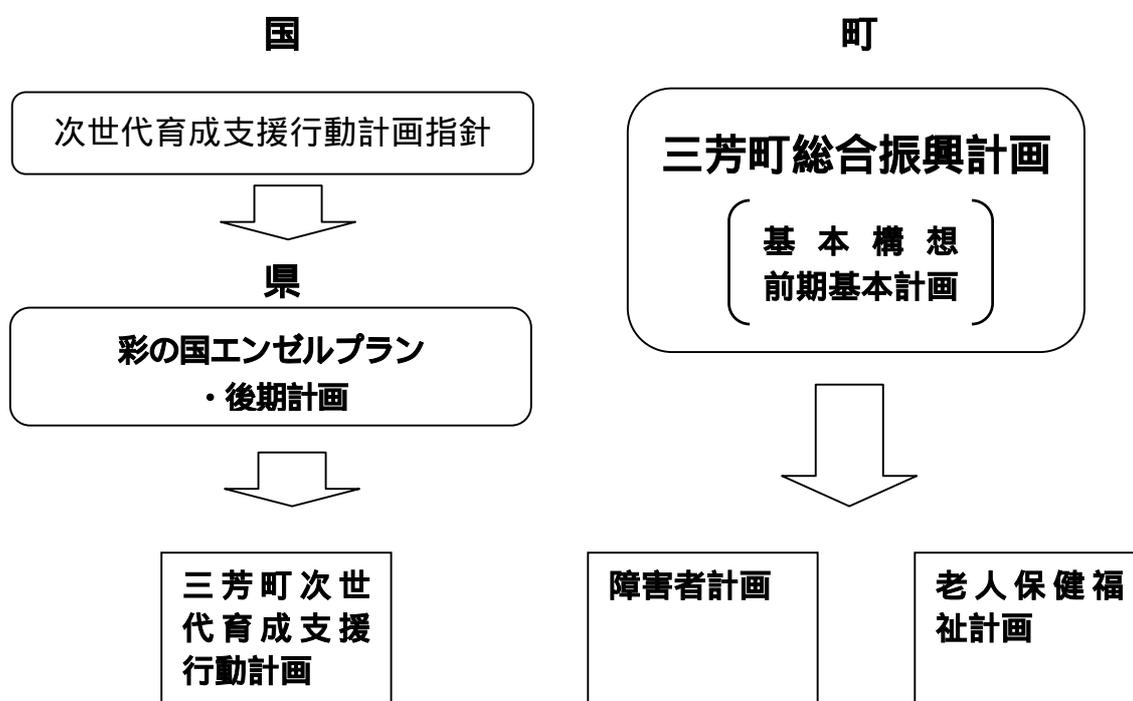
こうした動向を受けて、国では平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方自治体と労働者数300人以上の事業主に、次世代育成支援に関する行動計画の策定を義務づけ、少子化対策と子育て支援は新たな段階に入ったところです。

三芳町におきましても、「三芳町福祉計画」の成果を踏まえ、国の次世代育成支援行動計画策定指針の方向性に基づいて、新たな視点から少子化対策と子育て支援に積極的に取り組んでいくため、新たに「三芳町次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、三芳町における子どもと子育て家族を支援するための部門計画として位置付けられるものです。
- (2) 計画内容については、国の「次世代育成支援行動計画指針」、県の「彩の国エンゼルプラン・後期計画」を踏まえるとともに、「三芳町総合振興計画」及び他の関連計画との整合性を図るものとします。

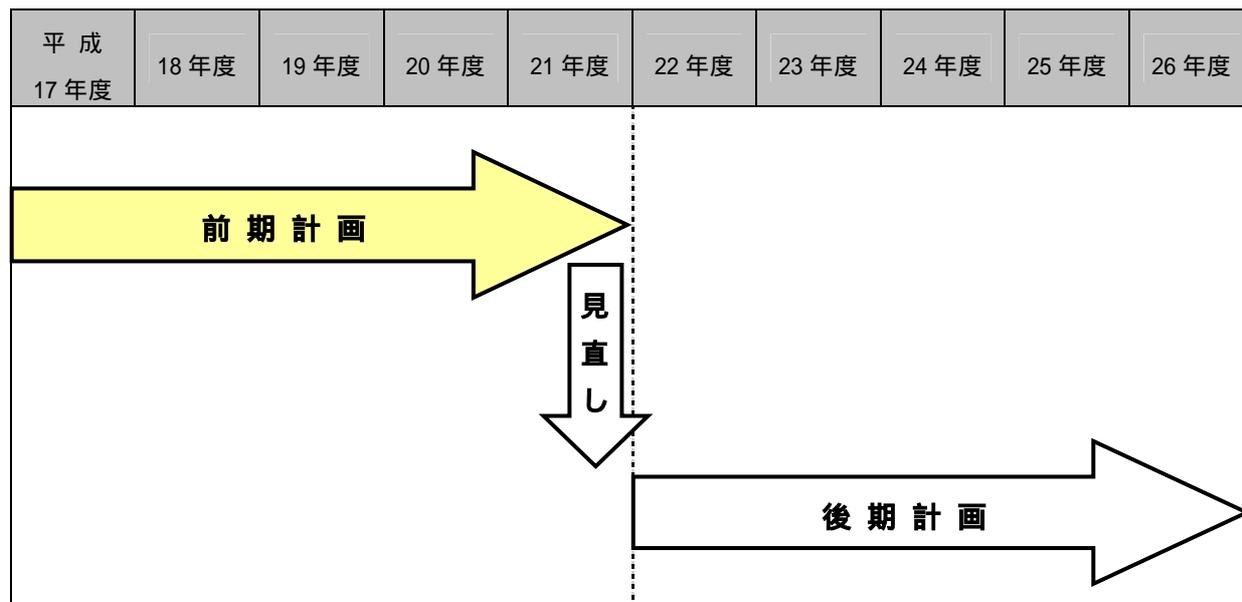
【 計 画 の 位 置 付 け 】



3. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法により、5年を1期とすることとされているため、平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までの5年を前期計画とします。

なお、後期計画は、平成21（2009）年度までに必要な見直しを行い、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までを計画期間とします。



4. 子どもの区分

本計画における子どもは、0歳から18歳未満とします。